

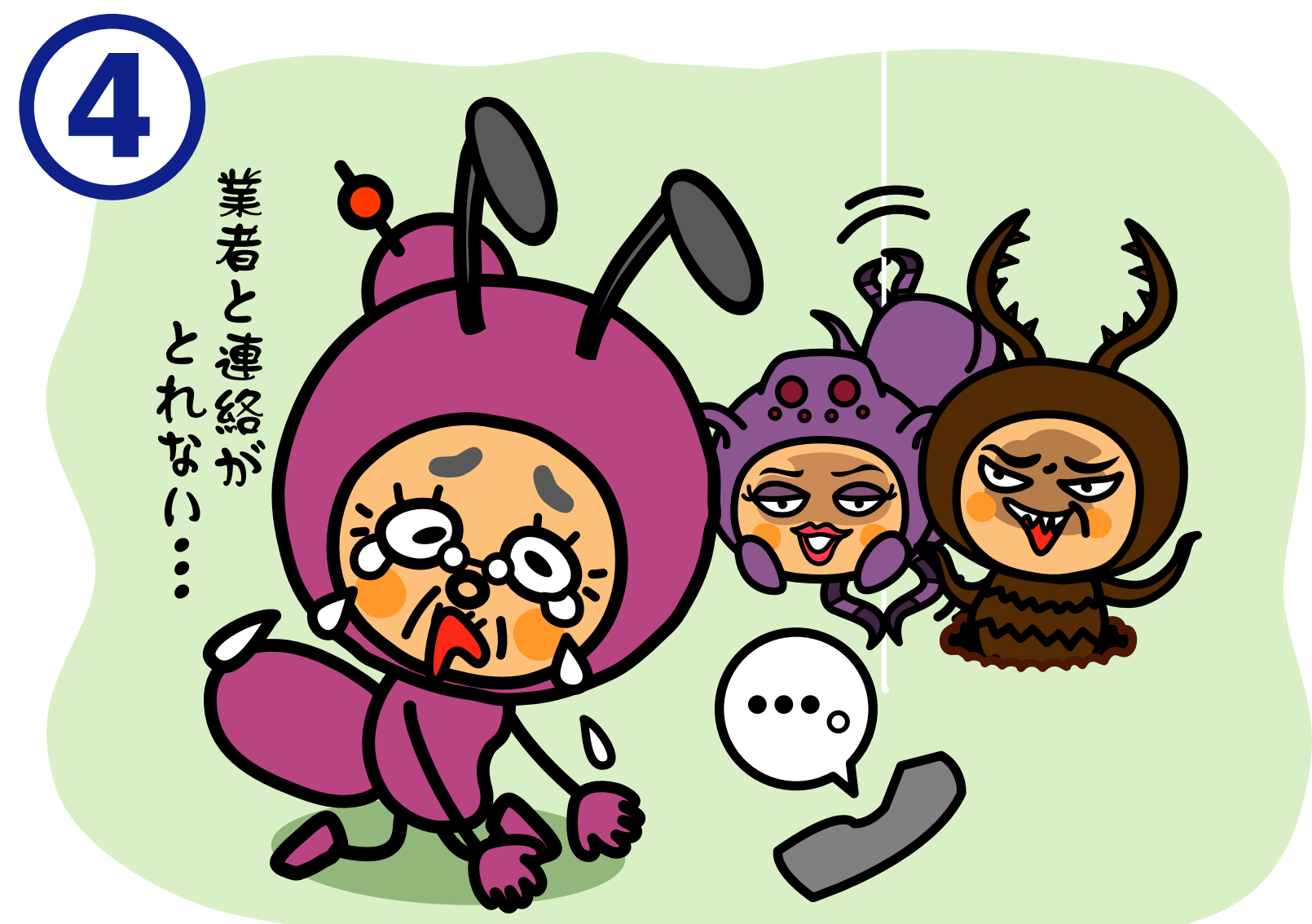
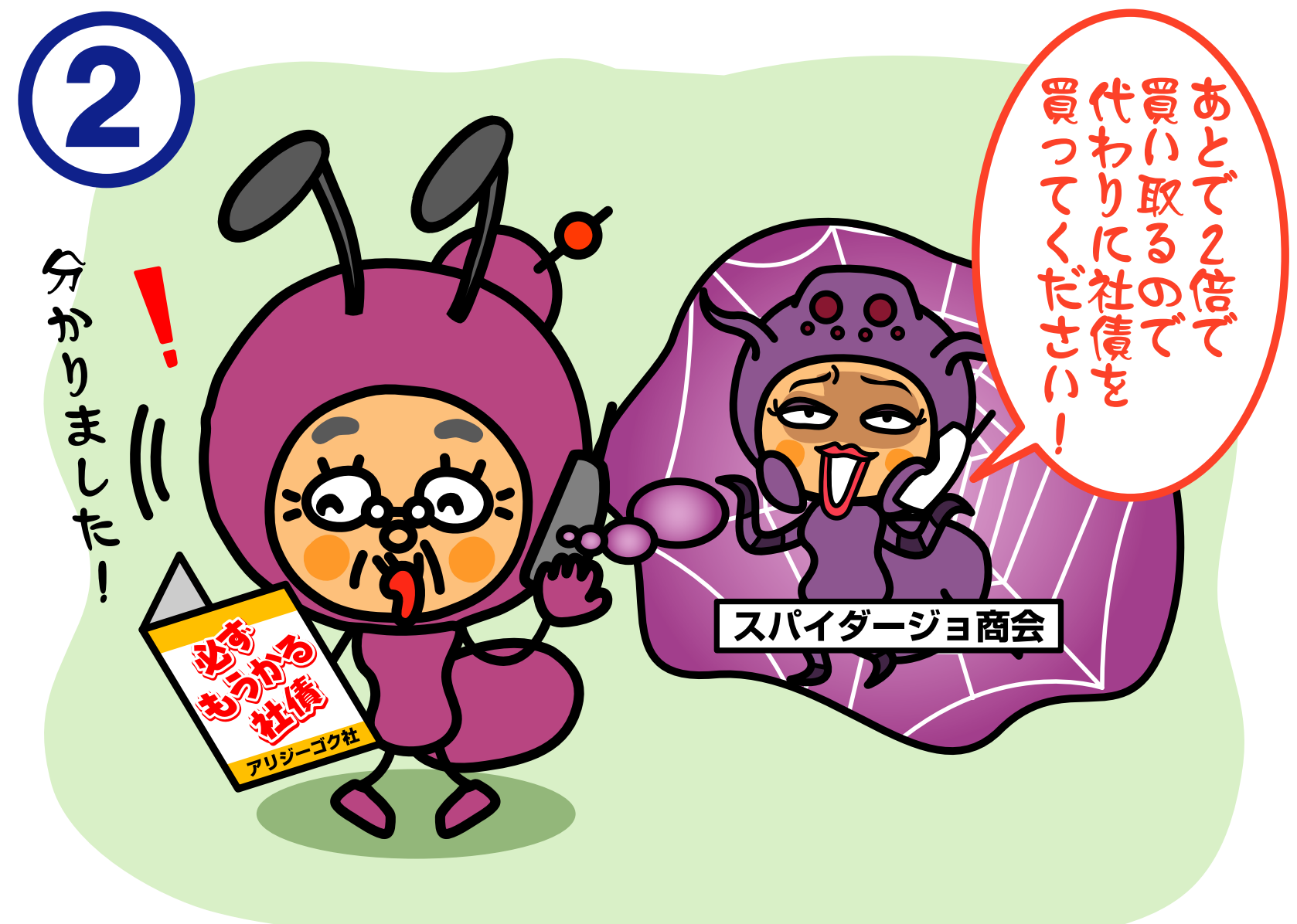
こんなのアリ!?と思ったら...

# あきらめないで、まず相談!

## 劇場型勧誘

「劇場型勧誘」とは、複数の業者がそれぞれの役割を演じて、消費者を騙し、契約させる詐欺的な勧誘の手口のことです。

未公開株や社債、権利の購入を勧めてきます。資源やエネルギー、高齢者福祉、最先端技術など、話題になったり、関心をもたれそうな事業に関するものが多いです。



### 後で買い取ってもらはずが、業者と連絡がとれなくなる!

「高値で買い取るから利益になる」の言葉を信用しない。

- ★ 劇場型勧誘による契約で、消費者が利益を得たというケースは確認されていません。お金を支払った後、業者とは連絡できなくなることがほとんどです。
- ★ 郵送や手渡しでお金を渡してしまうと証拠が残らないため、お金を取り戻すことが困難になります。

あきらめないで、  
まず相談!

宮崎県消費生活センター  
☎ 0985-25-0999

都城支所  
☎ 0986-24-0999

延岡支所  
☎ 0982-31-0999

